

## 農地法第3条申請に必要な書類一覧表

申請者	譲渡人・譲受人・代理人	氏名：	連絡先：
-----	-------------	-----	------

農地や採草放牧地を売買・贈与により所有権を移転しようとする場合や、賃貸借等により使用収益権を設定・移転しようとする場合には、申請地所在地の農業委員会の許可を受けなければならない(農地法第3条)。許可を受けないでした売買・賃貸借等はその効力を生じない(農地法第3条第7項)。  
(契約を締結し、対価を支払ったとしても、農地法の許可書がないと登記できません。)

★ 許可を受ける条件として、下記に該当することを必要とします。

1. 地域計画に指定されている農地の権利取得については、地域計画に位置付けられていること。
2. 農地のすべてについて効率的に利用して耕作されている事、又、されると認められること。
3. 譲受人(その世帯員等を含む)が年間150日以上農作業に従事することが可能であること。
4. 取得後に行う耕作が、場所、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農業上の効率的な利用に支障がないこと。
5. 法人の場合、農地所有適格法人であるか審査されます。

	提出書類一覧	様式・発行元等	委員会許可	提出者	事務局
1	申請書 ※申請者、申請地が複数で1枚目に記入できない場合、別紙様式(様式第2号の1-①)があります。	様式第2号の1 ●両面印刷	3部+ @ (共有名義人分)		
2	一般申請記載事項	様式第2号の1-②	1部		
3	(譲受人) 営農計画書	様式第2号の3	1部		
4	(譲受人) 耕作証明書及び経営農地筆別票 ※譲受人住所地の農業委員会に申請が必要 ※耕作状況を確認して発行するため時間を要します。早めの申請が必要です。	住所地市町村	1部(原本)		
5	(譲受人) 住民票謄本 (※世帯員全員記載のもの)	居住市町村	1部(原本)		
6	(譲渡人) 住民票抄本 ※下記7番の登記事項証明書記載の住所と現住所が異なる場合、戸籍の附票等で現住所とのつながりが分かり、同一人物であることを確認できる書類を添付。	居住市町村	1部(原本)		
7	申請地の登記事項証明書 ※全部事項証明書(登記官の印影があるもの)に限る。	●法務局発行	1部(原本)		
8	申請地および付近の状況を表示する図面(見取図)		1部		
9	売買(贈与)契約書又は賃貸借契約書の写し (法第3条第3項による許可を受けようとする者については、適正に利用しない場合の解除する旨等の記載がある契約書の写し)		1部 写し		
10	他市町村に耕作地等がある場合:経営農地筆別票及びそのすべての農地の位置図および現況写真(全体が分かるように各方向から写したもの。基本4方向から)		1部		
11	委任状(※実印押印の上、印鑑登録証添付) 実印及び印鑑証明は行政書士からの提出時は本人の意思確認済の為不要として扱う。		1部		
12	その他 ※申請地が袋地の場合等侵入路の同意書など		1部		

以下 農地所有適格法人の申請の場合に必要な書類					
13	農地所有適格法人としての事業等の状況	様式第2号の1 (別紙)	1部		
14	定款又は寄付行為の写し ※原本証明		1部		
15	法人登記簿 履歴事項全部証明書の原本若しくは写しに原本証明したもの	●法務局発行	1部(原本) OR 原本証明		
16	(譲受人)組合員名簿 又は株主名簿の写し				
17	(法人の場合):議事録の写し		1部		

### 【注意事項】

- ◆ 新規で農業をはじめる場合は、農地の利用権を設定し実際に農業経営が安定してから農地の取得をしていただく事を推奨しています。
- ◆ 申請書の受付は、毎月5日から10日まで  
※受付期間が4日間に満たない場合は翌開庁日まで受け付けます。
- ◆ 添付書類は必要に応じ追加する場合があります。
- ◆ 3条許可で農地を取得した場合、短期間に第三者へ転売又は自ら転用することはできません。
- ◆ 添付する書類は基本3ヶ月以内に発行されたものとします。  
※申請日が6月10日の場合3月1日以降の発行書類であれば可とします。
- ◆ 申請書等の作成は、申請者自ら作成するか行政書士が作成することができます。作成を依頼する場合は行政書士以外の業者の作成は法律上禁止されております。
- ◆ 令和7年4月より、地域計画に指定された農地の権利取得については、地域計画(目標地区)に農業者として位置付けられていることが条件となっております。  
現在位置づけされていない場合は、地域計画の変更が必要となります。地域計画の変更に関しては、農林水産課(農政係)966-1202へお問い合わせください。

問合せ先      恩納村農業委員会  
 TEL    966-1204  
 FAX    966-2265

R8.4.7